平成２４年（再ロ）第３号
静岡県裾野市御宿285番地の８
再生債務者　前田　眞彦
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年２月６日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年２月28日まで
平成25年２月14日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（再ロ）第１４号
名古屋市港区西蟹田1907番地
再生債務者　上村　秀孝
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年２月５日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年３月６日まで
平成25年２月13日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再ロ）第３号
神奈川県横須賀市衣笠栄町３丁目62番地
再生債務者　山田　順一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年２月８日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年３月７日まで
平成25年２月14日
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（再ロ）第４号
相模原市中央区相模原４丁目７番３―403号
再生債務者　倉田　　久
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年１月31日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年３月７日まで
平成25年２月14日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（再ロ）第９号
青森市南佃２丁目21番３号　県営住宅３―３―１
再生債務者　加藤　泰岳
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年２月６日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年３月14日まで
平成25年２月14日
青森地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第２号
岡山県総社市福井1958番地
再生債務者　西山　和宏
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年１月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月13日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２４年（再ロ）第６１号
大阪市西成区玉出中１丁目15番26号
再生債務者　柴谷　吉昭
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年２月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第６３号
大阪府門真市月出町24番19号
再生債務者　加藤　昌彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年２月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第５号
熊本県菊池郡大津町大字外牧72番地１
再生債務者　平野　光雄
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年２月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月13日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２４年（再ロ）第１００６２号
東京都練馬区上石神井１―32―29
再生債務者　丸山　兼毅
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成25年２月12日
東京地方裁判所民事第20部

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年二月八日
掲載頁　五十七頁（号外第二十五号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年二月八日
掲載頁　五十六頁（号外第二十五号）
平成二十五年一月二十一日
秋田市八橋字下八橋一九一番地三三
（甲）ロイヤルモーター株式会社
代表取締役　佐々木　徹
秋田市寺内字蛭根八五番七〇
（乙）秋田ヤナセ株式会社
代表取締役　米澤　光男

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年二月十四日
掲載頁　五十六頁（号外第二十八号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十五年二月二十二日
茨城県水戸市見和二丁目二四〇番地の一
シャトーアトラス二〇六
（甲）大栄商事株式会社
代表取締役　大澤　克彦
茨城県水戸市見和二丁目二四〇番地の一
シャトーアトラス二〇六
（乙）大澤産業有限会社
代表取締役　大澤　　勇

合併公告
左記会社は合併して甲は乙、丙、丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年四月一日であり、各社の臨時株主総会の承認決議は平成二十五年二月二十一日に終了しております。
また、この合併に伴い甲は、平成二十五年四月一日以降、商号を大王紙パルプ販売株式会社に変更します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、各社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月三十日
掲載頁　六十二頁（号外第一六四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月二十四日
掲載頁　六十七頁（号外第一五九号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月三日
掲載頁　七十四頁（号外第一四五号）
（丁）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年八月六日
掲載頁　五十七頁（号外第一六九号）
平成二十五年二月二十二日
東京都中央区日本橋浜町二丁目六二番六号
（甲）大建紙販売株式会社
代表取締役　春本　竹之
大阪市中央区道修町二丁目五番一八号
（乙）大阪紙販売株式会社
代表取締役　爲明　直樹
名古屋市中区栄二丁目二九番一九号
（丙）中京紙パルプ販売株式会社
代表取締役　大政　義彦
広島市佐伯区石内上二丁目七番二号
（丁）中国紙販売株式会社
代表取締役　上田　悦也